



平成 24 年 1 月 20 日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 高山 修一
(コード：7733、東証第 1 部)
問合せ先 広報・IR 室長 南部 昭浩
(TEL. 03-3340-2111(代))

当社株式の監理銘柄（審査中）指定解除、上場契約違約金の徴求 および当社株式の特設注意市場銘柄の指定に関するお知らせ

当社株式は平成 23 年 12 月 6 日付で監理銘柄（審査中）に指定されておりましたが、本日、東京証券取引所（以下、「東証」という。）から平成 24 年 1 月 21 日付で監理銘柄（審査中）の指定を解除する旨および上場契約違約金 1,000 万円の支払いを求める旨の通知がありました。また、新たに東証より平成 24 年 1 月 21 日付で当社株式を特設注意市場銘柄に指定する旨の通知がありましたので、お知らせ致します。

記

1. 当社株式の監理銘柄（審査中）指定解除について

当社は平成 23 年 12 月 6 日付適時開示「第三者委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」で、同日受領した第三者委員会の調査報告書において、当社が支出した国内 3 社の株式取得やジャイラス買収に関連して支払ったワラント及び配当優先株の取得の過程で認識された「のれん」およびその償却や減損処理を取り消すなどする必要がある旨が記載されていること、また、当該報告書を受領したことを踏まえ、過去の有価証券報告書等に係る訂正報告書等を提出する予定であることを開示致しました。

当該開示を受けて、東証は同日付で当社株式を監理銘柄（審査中）に指定しておりましたが、本日東証より、審査の結果、平成 24 年 1 月 21 日付で監理銘柄（審査中）の指定を解除する旨の通知がありました。

2. 上場契約違約金の徴求について

当社が行った有価証券報告書等の虚偽記載については、代表取締役を含む複数の取締役が関与していたうえ、監査法人からの指摘に際して損失の隠蔽が発覚するのを逃れるために虚偽の説明を行い、結果的に、多額の訂正が必要な事態を招いているなど、東証の市場に対する投資者の信頼を毀損したと認められることから、東証より有価証券上場規程第 509 条第 1 項第 1 号に基づき、上場契約違約金 1,000 万円の支払いを求められることとなりました。

3. 当社株式の特設注意市場銘柄指定について

上記のとおり、当社株式の監理銘柄（審査中）指定は解除されましたが、当社の内部管理体制等については、改善の必要性が高いと認められることから、東証より有価証券上場規程第 501 条第 1 項第 1 号に基づき、平成 24 年 1 月 21 日付で当社株式を特設注意市場銘柄に指定する旨の通知がありました。これを踏まえた当社の対応については、別紙のとおり社長声明を発表致しました。

株主、投資家、お取引先、お客様、その他の関係者の皆様にはご迷惑をおかけすることを、あらためて深くお詫び申し上げます。当社は今後とも、一日も早い信頼回復に向けた抜本的な改革を進めてまいりますので、引き続きご支援のほど、何卒宜しくお願い致します。

以 上

平成24年1月20日

関係各位

特設注意市場銘柄指定をふまえた当社の対応について

オリンパス株式会社

代表取締役社長執行役員 高山 修一

本日、東京証券取引所より特設注意市場銘柄に指定された旨の通知を受領しました。この指定は当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いとのご判断に基づくものと理解しております。

当社としてはかかるご判断を厳粛に受け止め、損失計上先送り及びその解消の問題が発覚して以来取り組んできた措置を一層強化する方針です。また、現在の取り組み及び予定の一部を下記の通りあらためてご報告します。

1 ガバナンス、コンプライアンス、及び内部統制の改善

一連の出来事の反省及び東京証券取引所のご判断を踏まえ、ガバナンス体制、内部統制システム、及びコンプライアンスに関して検討を続けます。例えば、取締役会の過半数を独立性の高い社外取締役で構成することや、社外取締役らで構成する独立委員会を設置して社長及び取締役候補者の指名及び報酬について権限を付与することなどを論点として検討を進めています。こうした検討結果を新しく取締役の候補となる方々に提案し、ご了解いただいた場合には、経営改革委員会の最終的なご承認を経て、臨時株主総会でご説明します。そして、会社の提案にかかる候補者が臨時株主総会において選出された場合には、臨時株主総会後の当社のガバナンス体制として実現させます。

また、当然のことながら、内部管理体制の改善を進めた上で東京証券取引所の有価証券上場規程に定められた内部管理体制確認書を同取引所に提出します。

2 臨時株主総会の招集及び役員の交代

経営体制を刷新するための臨時株主総会を平成24年4月後半に招集する予定で準備を進めています。臨時株主総会では、一連の経緯を株主の皆様にご報告するだけでなく、新しい役員を選任していただく予定です。

この臨時株主総会の終了時をもって、少なくとも取締役責任調査委員会で法的責任ありとの認定を受けた現任取締役6名は全員退任します。その他の現任取締役5名及び監査役3名についてもしかるべき時期に交代します。

3 臨時株主総会までの経営体制

新しい役員が選出される次回の臨時株主総会まで経営の空白が生じないよう、現任取締役は原則として通常通り職務を行います（ただし、自らと会社との間の訴訟については利益相反を回避するための措置を講じています。）。また、臨時株主総会において選任される新しい取締役の判断次第で迅速な最終決定ができるよう、当社再建のためのあらゆる選択肢について検討を続けます。

以上